

保険会社向けの総合的な監督指針（本編） 新旧対照表（案）

現 行	改 正 案
<p>Ⅱ 保険監督上の評価項目</p> <p>Ⅱ-4 業務の適切性</p> <p>Ⅱ-4-2 保険募集管理態勢</p> <p>Ⅱ-4-2-2 保険契約の募集上の留意点</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) 法第 294 条、第 300 条の 2 関係（情報提供義務）</p> <p>①～⑩ (略)</p> <p><u>(新設)</u></p> <p>(3) 法第 294 条の 2 関係（意向の把握・確認義務）</p> <p>保険会社又は保険募集人は、法第 294 条の 2 の規定に基づき、顧客の意向を把握し、これに沿った保険契約の締結等の提案、当該保険契約の内容の説明及び保険契約の締結等に際して、顧客の意向と当該保険契約の内容が合致していることを顧客が確認する機会の提供を行っているか。</p> <p>①～③ (略)</p> <p>④ 意向把握・確認義務に係る体制整備関係</p>	<p>Ⅱ 保険監督上の評価項目</p> <p>Ⅱ-4 業務の適切性</p> <p>Ⅱ-4-2 保険募集管理態勢</p> <p>Ⅱ-4-2-2 保険契約の募集上の留意点</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) 法第 294 条、第 300 条の 2 関係（情報提供義務）</p> <p>①～⑩ (略)</p> <p>⑪ <u>保険募集人が顧客に対して明らかにする氏名に係る態勢整備関係</u></p> <p><u>法第 294 条第 3 項及び規則第 227 条の 2 第 8 項第 1 号に規定する保険募集人が顧客に対して明らかにする氏名について、旧姓を使用する場合は、保険会社において、保険募集人として登録・届出を行っている氏名と顧客に対して明らかにする氏名を適切に管理する態勢を整備した上で、旧姓を使用することができる。</u></p> <p>(3) 法第 294 条の 2 関係（意向の把握・確認義務）</p> <p>保険会社又は保険募集人は、法第 294 条の 2 の規定に基づき、顧客の意向を把握し、これに沿った保険契約の締結等の提案、当該保険契約の内容の説明及び保険契約の締結等に際して、顧客の意向と当該保険契約の内容が合致していることを顧客が確認する機会の提供を行っているか。</p> <p>①～③ (略)</p> <p>④ 意向把握・確認義務に係る体制整備関係</p>

保険会社向けの総合的な監督指針（本編） 新旧対照表（案）

現 行	改 正 案
<p>保険会社及び保険募集人においては、法第 294 条の 2 に規定する措置に関し、契約の申込みを行おうとする保険商品が顧客の意向に合致した内容であることを顧客が確認する機会を確保し、顧客が保険商品を適切に選択・購入することを可能とするため、そのプロセス等を社内規則等で定めるとともに、所属する保険募集人に対して適切な教育・管理・指導を実施するほか、以下のような体制が整備されているか。</p> <p>ア. (略)</p> <p>イ. 意向確認に係る体制整備</p> <p>規則第 53 条の 7 第 1 項及び規則第 227 条の 7 に規定する措置に関し、保険会社又は保険募集人において、契約の申込みを行おうとする保険商品が顧客の意向に合致した内容であることを顧客が確認する機会を確保し、顧客が保険商品を適切に選択・購入することを可能とするため、適切な遂行を確認できる措置を講じているか。Ⅱ-4-2-2(3)①ア. からウ. 又はこれと同等の方法を用いる場合においては、以下の措置を講じているか。</p> <p>(注) 規則第 227 条の 2 第 2 項に定める団体保険について、保険契約者である団体が被保険者となる者に対して加入勧奨を行う場合は、保険商品が被保険者の意向に合致した内容であることを確認する機会を確保するため、以下の(ア)から(サ)までのような体制整備と同程度の措置を講じるものとする。</p> <p>(ア) (略)</p> <p>(イ) 意向確認書面の記載事項</p> <p>意向確認書面には、以下の事項が記載されているか。</p> <p>a. ～ c. (略)</p>	<p>保険会社及び保険募集人においては、法第 294 条の 2 に規定する措置に関し、契約の申込みを行おうとする保険商品が顧客の意向に合致した内容であることを顧客が確認する機会を確保し、顧客が保険商品を適切に選択・購入することを可能とするため、そのプロセス等を社内規則等で定めるとともに、所属する保険募集人に対して適切な教育・管理・指導を実施するほか、以下のような体制が整備されているか。</p> <p>ア. (略)</p> <p>イ. 意向確認に係る体制整備</p> <p>規則第 53 条の 7 第 1 項及び規則第 227 条の 7 に規定する措置に関し、保険会社又は保険募集人において、契約の申込みを行おうとする保険商品が顧客の意向に合致した内容であることを顧客が確認する機会を確保し、顧客が保険商品を適切に選択・購入することを可能とするため、適切な遂行を確認できる措置を講じているか。Ⅱ-4-2-2(3)①ア. からウ. 又はこれと同等の方法を用いる場合においては、以下の措置を講じているか。</p> <p>(注) 規則第 227 条の 2 第 2 項に定める団体保険について、保険契約者である団体が被保険者となる者に対して加入勧奨を行う場合は、保険商品が被保険者の意向に合致した内容であることを確認する機会を確保するため、以下の(ア)から(サ)までのような体制整備と同程度の措置を講じるものとする。</p> <p>(ア) (略)</p> <p>(イ) 意向確認書面の記載事項</p> <p>意向確認書面には、以下の事項が記載されているか。</p> <p>a. ～ c. (略)</p>

保険会社向けの総合的な監督指針（本編） 新旧対照表（案）

現 行	改 正 案
<p>d. 保険募集人の氏名・名称 顧客に対して当該書面の作成責任者を明らかにするために記載されているか。</p>	<p>d. 保険募集人の氏名・名称 顧客に対して当該書面の作成責任者を明らかにするために記載されているか。 <u>なお、保険募集人が旧姓を使用する場合には、保険会社において、保険募集人として登録・届出を行っている氏名と顧客に対して明らかにする氏名を適切に管理する態勢を整備する必要がある。</u></p>